

業務及び財産の状況に関する説明書類

第6期 2024年4月1日から2025年3月31日まで

2025年5月30日作成

監査法人名 南青山監査法人

所在地 東京都港区虎ノ門5-11-2

オランダヒルズ森タワー16階

代表者 高口 洋士

一．業務の概況

1．監査法人の目的及び沿革

(目的)

財務書類の監査又は証明業務

財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談

公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(沿革)

2019年11月 東京都港区南青山に南青山監査法人設立

2020年1月 東京都港区赤坂に本部移転

2023年3月 東京都港区虎ノ門に本部移転

2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3．業務の内容

(1) 業務概要

監査保証業務

株式上場支援

財務デューデリジェンス及び株価算定業務

M&Aアドバイザーサービスなど

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし。

(3) 監査証明業務の状況

2025年3月31日現在

(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	6社	6社
金商法監査		
会社法監査	2社	
学校法人監査	3社	
労働組合監査		
その他の法定監査	14社	
その他の任意監査	34社	
計	59社	6社

(4) 非監査証明業務の状況

上場準備に係るアドバイザリー業務を実施している。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

我々は、会計奉公の精神を堅持し、企業財政の健全化による我が国経済の永遠なる繁栄に寄与することを目的とします。

上記目的を達成するため、当監査法人は次のような経営理念のもと業務を推進致します。

1. 誠実性：我々は、独立性を堅持し、常に誠実な行動を心がけます。
2. 監査品質：我々は、監査品質を最優先で考えます。
3. 専門性：我々は、専門性を磨き続けます。
4. チーム：我々は、共に働く仲間を尊重します。
5. 柔軟性：我々は、変化を恐れず、迅速に対応します。

経営管理に関する措置

当法人は経営意思決定機関である社員会において、重要事項の意思決定を行っている。また、業務執行の適正を確保するため、規程・マニュアル等を整備している。

法令遵守に関する措置

公認会計士法、金融商品取引法、会社法、日本公認会計士協会が公表する会則等を遵守するため、当法人は会議や研修等を通じて周知徹底を図っている。

その他

特記すべき事項なし。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

ア. 職業倫理

当法人及び専門要員が関連する職業倫理（独立性を含む）を遵守することを合理的に確保するために、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めている。

イ. 独立性

当法人及び専門要員が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年一定の時期に独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査している。

業務に係る契約の締結及び更新

全ての監査契約の新規の締結及び更新について、関与先の誠実性、不正リスク、業務を実施するための適性、能力及び人的資源を有しているかを総合的に評価した上で、社員会にて承認を行っている。

業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、業務を担当する社員の選任にあたっては、その職責を果たすのに

適切な能力、適性、経験、独立性及び権限を保持し、十分な時間を確保できるものを選任する。また監査チームメンバーは、職業的専門家としての基準及び法令等に従って監査業務を実施し、適切な監査報告書を発行することを可能にするために必要とされる能力、適性、経験及び独立性を保持し、十分な時間を確保できる適切な専門要員をそれぞれの監査業務に選任する。

人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア．社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、担当している職務内容、能力、業績、品質管理への貢献等を総合的に勘案し、社員会で決定している。

イ．社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

全ての専門要員が日本公認会計士協会会則で定める必要な単位数を履修していることを確かめている。また、監査業務において、重要な研修（当年度の基準等の改訂（会計・監査・税務・法令等）、インサイダー取引規制や独立性、その他コンプライアンスや情報セキュリティに関する研修等）を指定し、受講を義務づけている。

ウ．その他

当法人は、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して業務を実施すること及び当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行できるようにすることを達成するために、必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、採用、適性及び能力、評価及び報酬等の人事に関する方針及び手続を定めている。また、電子監査調書システムを利用している。

業務の実施及びその審査

ア．専門的な見解の問合せ

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施するための方針及び手続を定めている。当該事項に直面した場合には監査責任者は審査担当者と事前に相談することとし、必要に応じて、当法人内外の適切な専

門的な知識及び経験等を有する者に問い合わせを行うことにしている。

イ． 監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を定めている。監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行できないこととしている。

ウ． 監査証明業務に係る審査

全ての監査業務について監査計画並びに監査意見の形成のための監査業務に係る審査を行っている。当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査の完了日以降としている。審査担当者は、必要な知識、経験、能力、職位、客観性、独立性等を考慮して適格性を検討した上で、選任している。

エ． 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために
行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保存や廃棄に関する方針及び手続を定めている。監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめており、最終的な整理を完了する期限は監査報告書日から 60 日以内としている。監査ファイルの最終的な整理の完了後に監査調書の変更又は追加する場合には、履歴を明確に記録することとしている。

オ． その他

特記すべき事項なし。

業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持するための情報システムを整備運用する。さらに専門要員と監査事務所との間及び専門要員間で上記情報を交換する責任を認識させ強化するための組織風土を醸成するための施策を策定実行するとともに、監査チームを含む監査事務所全体で関連性のある信頼性の高い情報が交換されるための体制を整備運用する。また当法人は、監査品質のマネジメントに関する年

次報告書等を用い、関連性及び信頼性の高い情報が外部の者にも伝達されるための体制を整備運用する。

前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査人の交代に関しては、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠し、品質管理担当責任者の管理のもと、当監査法人が前任監査法人となる場合及び後任監査人となる場合の双方において、不正リスクへの対応を含めた引継に関する方針及び手続を制定し、実施している。

から までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人及び個々の監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」に準拠して、当法人における品質管理に関する方針及び手続を定めている。これらに基づき品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う品質管理担当責任者、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者を選任し、総括代表社員が、当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っている。

から までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第1号）に準拠し、品質目標を設定し、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし適用することとしている。

から までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定め、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施している。また識別された不備に

対処するための是正措置を、その根本原因の分析結果に応じてデザインし、適用する。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置
- 当法人は、社員がすべて公認会計士であり、該当事項はない。
- (4) 直近において公認会計士法第 46 条の9 の2 第1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月
- 2024年3月
- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
- 当期において、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを総括代表社員が確認しております。
- 5 . 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項
- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
- 該当事項なし。
- (2) 当該業務上の提携を開始した年月
- 該当事項なし。
- (3) 当該業務上の提携の内容
- 該当事項なし。
- 6 . 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て

財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項なし。

(2) 提携を開始した年月

該当事項なし。

(3) 業務上の提携の内容

該当事項なし。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項なし。

二．社員の概況

1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
8人	0人	8人

2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	法人運営に係る 重要事項の審議・決定	8人	0人	8人
社員会	業務執行に係る 重要事項の審議・決定	8人	0人	8人

三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
本部	東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー16階	8人	0人	8人	0人

四．監査法人の組織の概要

社員総会が最終の意思決定機関であり、この職務実施責任機関として社員会を設置しており、構成員は社員総会と同一である。

また、品質管理担当責任者、情報システム責任者を置いている。

五．財産の概況

1．売上高の総額

(単位：円)

	第5期 2023年4月1日～ 2024年3月31日	第6期 2024年4月1日～ 2025年3月31日
売上高		
監査証明業務	136,479,146	179,599,200
非監査証明業務	9,671,214	1,900,000
合 計	146,150,360	181,499,200

2．直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、該当する事項はない。

3．2．に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、該当する事項はない。

4．供託金の額

無限責任監査法人であるため、該当する事項はない。

5．供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人であるため、該当する事項はない。

六．被監査会社等（大会社等に限る）の名称

- ・ キッズウェル・バイオ株式会社
- ・ デリカフーズホールディングス株式会社
- ・ 株式会社文教堂グループホールディングス
- ・ 株式会社EduLab
- ・ 株式会社ランドビジネス
- ・ 株式会社東京一番フーズ

以上